

# 沖縄科学技術大学院大学設立構想の概要

資料 1 2

## 目的

- ・「国際的に卓越した教育研究」を行う大学院大学の設置(機構法第3条、沖縄振興特別措置法第85条)
- ・世界最高水準の自然科学系の大学院大学を沖縄に設立し、沖縄の振興のみならず、世界の科学技術の発展に貢献(中期目標)

沖縄県恩納村

うるま市

## 開学時期

- ・国際的に卓越した研究を行う主任研究者(PI)が50人程度に達した時点に開学。  
平成24年度までを目途に開学。(平成15年及び17年関係閣僚申合せ)

## 目指している研究

生命科学を中心とし、既存の学問分野を融合した先端領域(脳神経科学や数理生物学など)(中期目標)

## 目指すべき特徴

Best in the World(世界最高水準)、Flexible Management(柔軟な組織運営)、Internationality(国際性)、Global Networking(世界的連携)、Collaboration with Industry(産学連携)

特に、柔軟で自立性の高い運営の下、研究教育活動は英語で実施し、開学時には外国人研究者の割合を50%以上とすることを旨とする(中期目標)。

# 沖縄科学技術大学院大学設立構想の進捗状況と課題

## 進捗状況

- ・独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の設立(平成17年9月)  
< 理事長: シドニー・ブレナー博士、諮問機関: 運営委員会(12名中7名がノーベル賞受賞者) >
- ・開学に向けた主任研究者の採用(現在17PI)
- ・先行研究事業の推進(研究者等約100名、外国人20名以上、於:うるま市)
- ・各種国際シンポジウム、ワークショップの開催
- ・世界最高水準の研究教育環境を整備するための施設整備(恩納村)  
(宿泊研修・事務局棟の完成(平18年度)、キャンパス用地の買収、造成工事(18年度~)、研究棟等建築工事(19年度~)、研究施設の一部供用(20PI規模、21年度~))

## 今後の主な課題

- ・国際的に卓越した研究を行う優秀な研究者、特に外国人研究者のさらなる採用  
(17PI 開学時50PI( )) 主任研究者(PI)が50人程度に達した時点に開学(平成15年関係閣僚申合せ)。
- ・個々の研究事業について、世界的な基準による専門的評価に着手(今年度より)
- ・大学院大学の設立準備 平成24年度までを目途に開学(17年関係閣僚申合せ)。  
(教育研究の方向性の明確化、大学組織、運営体制、研究者の人事制度等の検討)
- ・世界に開かれた研究教育機関に相応しい国内外の研究教育機関、研究者との連携協力関係、ネットワークの構築
- ・キャンパス施設整備の本格化(20PI規模 50PI規模)、周辺環境整備 など

# 増大する機構の活動に求められる国際的に優秀な人材確保の必要性

## 1. 増大する機構の大学院大学設立業務をふまえた理事に求められる職責

- ・国際的に卓越した研究を行う優秀な研究者、特に外国人研究者のさらなる採用
- ・個々の研究事業について、世界的な基準による専門的評価に着手
- ・大学院大学の組織、運営体制等の設立準備
- ・世界に開かれた研究教育機関に相応しい国内外の研究教育機関、研究者との連携協力関係、ネットワークの構築

## 2. 職責を反映した理事に求められる資質・能力

上記のような今後拡大する機構に求められる業務をふまえた理事の職責を反映して、職務を適確に遂行するためには、一般的な予算・人事・管理業務に加え、以下のような国際的にも高い水準の資質と能力が求められる。

- 1) 国際的な研究機関における広範な研究管理経験があること。
- 2) 外国人研究者を含む研究者と専門的な議論ができること。  
研究課題や研究運営等について、世界的基準から検討していく上で必須。
- 3) ノーベル賞受賞者が過半を占める運営委員会委員との調整ができること。
- 4) 国際的に卓越した研究者の活発な採用活動が可能なこと。
- 5) 世界に開かれた研究教育機関に相応しい国内外の研究教育機関、研究者との連携協力関係、ネットワークの構築ができること。

### 3. 国際的に優秀な人材確保の必要性和ふさわしい待遇の提供

・沖縄科学技術大学院大学構想を確実に実現すべく、増大する機構の業務を適確に遂行し、理事の職責を全うするためには、高度に専門的な知識経験又は優れた識見を有した、国際的にも高い水準の資質と能力を備えた人材が必要。

・このような優秀な人材は、外国の大学、研究機関等と競合して獲得しなければならないことから、国際的にも高い水準の資質と能力に見合った、ふさわしい待遇の提供ができるよう役員報酬規程を整備。

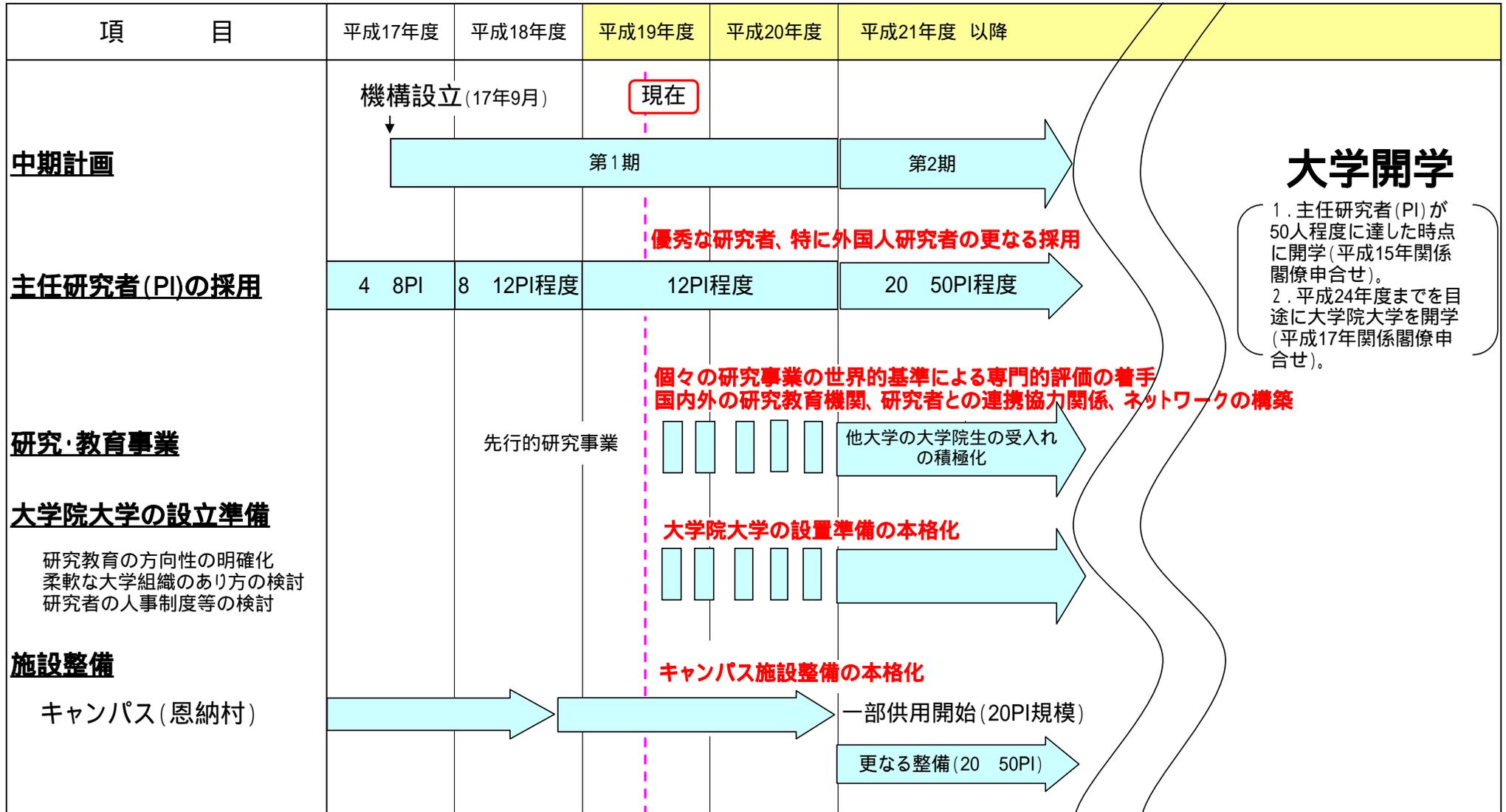
### 4. 優秀な人材確保の観点に立った役員報酬規程の整備

・変更前の役員報酬規程においては、理事長が役員の職務の困難度、実績等を勘案して所定の額を超えて本俸を決定できることとされていたが(一般的増額条項(第3条4項))、上記のような優秀な人材確保の観点から、役員報酬規程の要件の具体化、明確化を図る。

・具体的には、特別調整手当を設け、適用の要件を具体化、明確化する。

国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績等を勘案して、特に必要と認める場合は、総報酬が理事長報酬の150%を超えない範囲において特別調整手当を支給することができることとする。

# 大学院大学開学までのスケジュール(イメージ)



注: 赤字は今後の主な課題

## 役員報酬規程

(平成17年 9月 1日 平成17年規程第 4号)  
改正(平成17年11月30日 平成17年規程第13号)  
改正(平成18年 4月 1日 平成17年規程第18号)  
改正(平成19年 8月22日 平成19年規程第 2号)

### (総則)

第1条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の役員報酬については、この規程の定めるところによる。

### (報酬の区分)

第2条 常勤の役員報酬は、理事長については、本俸、理事及び監事については、本俸、通勤手当及び期末特別手当とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員手当とする。

### (本俸)

第3条 常勤の役員のうち理事長の本俸は、年額とし、17,600,000円を支給する。

2 常勤の役員のうち理事の本俸は、月額とし、828,000円を支給する。

3 常勤の役員のうち監事の本俸は、月額とし、710,000円を支給する。

### (特別調整手当)

第3条の2 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等に係る経験、職務の困難度、実績等を勘案して特に必要と認める場合は、理事に対して特別調整手当を支給することができる。

2 前項の特別調整手当の額は、前条第1項により定める額に100分の150を乗じた額から、前条第2項により定める額に12を乗じた額及び第8条により定める期末特別手当に相当する額を減じた額に相当する額を上限として、理事長が定める。

3 第1項の特別調整手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員の非常勤役員手当は、日額とし、その者の占める職に応じて前条第2項又は第3項に定める額を基に、勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。

### (通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するものの他、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第6条 役員の報酬(期末特別手当を除く。以下次条において同じ。)の支給定日は、毎月17日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。ただし、第8条に規定する期末特別手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は役員が指定する預金又は貯金の口座への振り込みにより支払う。

(報酬の日割計算)

第7条 月の中途において、あらたに役員に任命され、若しくは役員が退職し、解任されたときの当該月の報酬については、第3条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員に在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の報酬については、第3条に規定する額の全額を支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員及びこれらの基準日前1月以内に退職、解任又は死亡した役員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡した役員にあつては退職、解任又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本俸及び本俸月額に100分の25を乗じて得た額及び本俸の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額に一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間を勘案して理事長が定める割合を乗じた額とする。

3 前項の規定による期末特別手当の額は、内閣府独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合は、その者の国家公務員として在職した期間は役員として在職した期間とみなす。

5 役員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるために退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合における期末特別手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。

6 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法を準用する。

7 非常勤の役員には、期末特別手当は支給しない。

(端数の取扱)

第9条 この規程の定めるところによる報酬計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額は、1円として計算する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日規程第13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。  
（平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。  
平成17年9月1日において役員が受けるべき本俸及び通勤手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年9月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額。

附 則（平成18年4月1日規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成18年4月1日の前日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる役員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

附 則（平成19年8月22日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年9月1日から施行する。

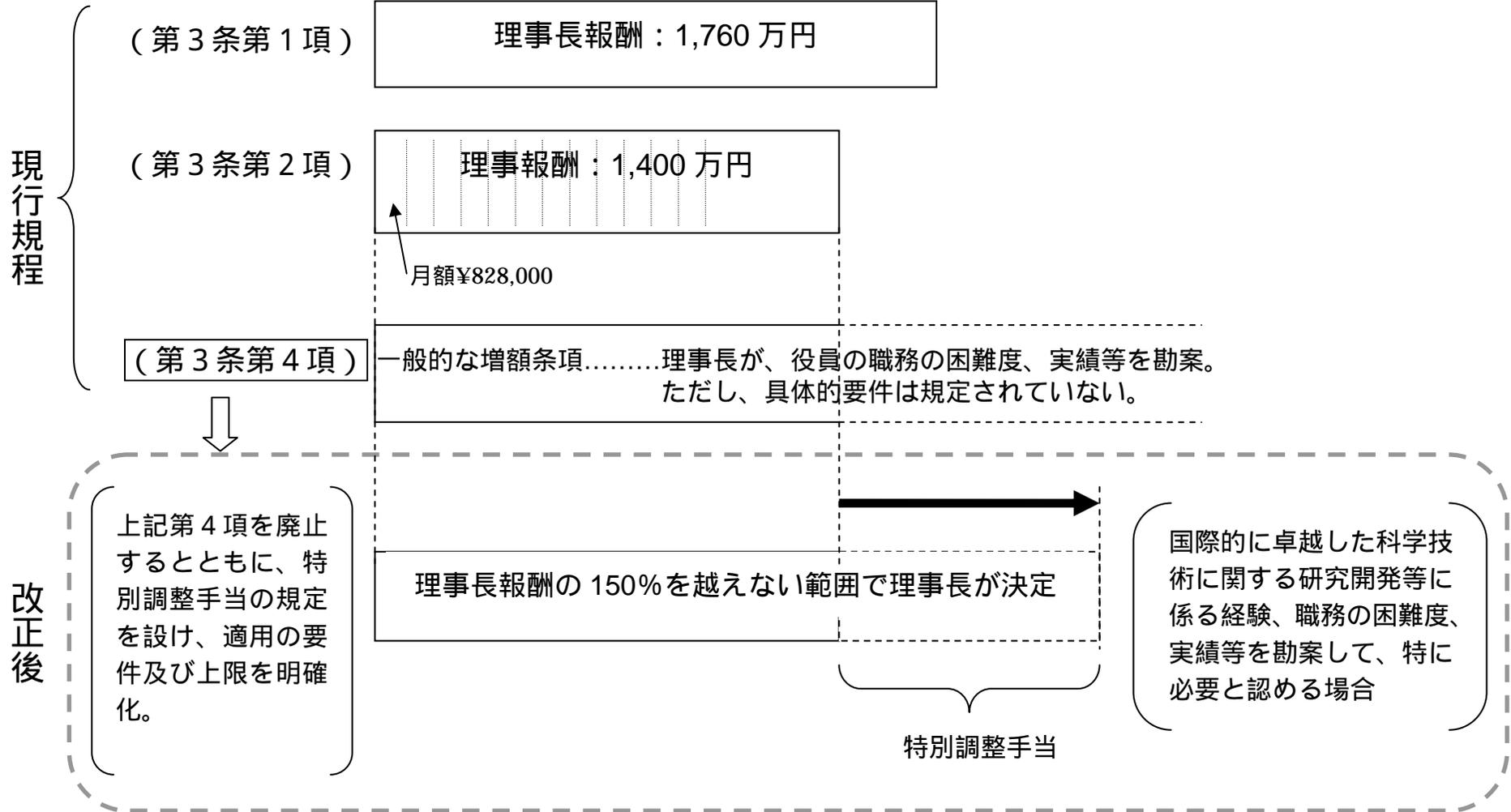
新旧対照表

最終改正（平成19年8月22日平成19年規程2号）

（下線部は変更箇所）

新	旧
<p>役員報酬規程</p> <p>第1～2条 （略）</p> <p>（本俸）</p> <p>第3条 常勤の役員のうち理事長の本俸は、 年額とし、17,600,000円を支給する。</p> <p>2 常勤の役員のうち理事の本俸は、月額と し、828,000円を支給する。</p> <p>3 常勤の役員のうち監事の本俸は、月額と し、710,000円を支給する。</p> <p>（削除）</p> <p>（特別調整手当）</p> <p><u>第3条の2 国際的に卓越した科学技術に 関する研究開発等に係る経験、職務の困 難度、実績等を勘案して特に必要と認め る場合は、理事に対して特別調整手当を 支給することができる。</u></p> <p><u>2 前項の特別調整手当の額は、前条第1 項により定める額に100分の150を乗じた 額から、前条第2項により定める額に1 2を乗じた額及び第8条により定める期 末特別手当に相当する額を減じた額に相 当する額を上限として、理事長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の特別調整手当の支給の方法に 関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>第4～9条 （略）</p>	<p>役員報酬規程</p> <p>第1～2条 （略）</p> <p>（本俸）</p> <p>第3条 常勤の役員のうち理事長の本俸は、 年額とし、17,600,000円を支給する。</p> <p>2 常勤の役員のうち理事の本俸は、月額と し、828,000円を支給する。</p> <p>3 常勤の役員のうち監事の本俸は、月額と し、710,000円を支給する。</p> <p>4 理事長は、役員<del>の職務の</del>困難度、実績等 を勘案して必要と認める場合は、前各項に 定める額を超えて本俸を決定することがで きる。</p> <p>（新設）</p> <p>第4～9条 （略）</p>

# 役員報酬規程の改正のイメージ



## (参考) 米国の大学副学長の給与水準

米国の博士号まで授与できる大学（いわゆる研究大学）について、副学長の年俸は次のとおり。

- ・ 執行担当副学長 (Executive Vice-President): 3,000 万円程度
- ・ 教務担当副学長 (Chief Academic Officer/Provost): 2,900 万円程度

注1：金額は調査対象者の中間値。

注2：米国の College and University Professional Association for Human Resources（大学人事管理関係者の協会）が、同国の研究大学 217 校に対して実施した調査（2007 年）による。なお、同調査中、上記データについては、高等教育専門紙クロニクル紙の記事により、公表されている。

( 1 US\$=120 円で換算 )